

令和3年度医師臨床研修募集定員について ～病院別定員の配分方針（案）～

従前の配分方法等（参考）

令和2年度研修

- 都の上限数 1,473人（前年度比△64人）
- 仮定員数 1,307人
- 都調整枠 166人（=1,473-1,307）

【都定員数 1,474人（1→2調整を含む）】

都調整枠の配分方法 概要

配分Ⅰ

- ア・仮定員数に対し、過去3年間の内定者数の平均値となるよう配分
 - 希望定員数 ≤ 内定者数の平均値の場合 希望定員数を上限
 - 仮定員数 ≥ 内定者数の平均値の場合 配分対象外
- イ アの結果、小児・産科プログラム加算の対象となった病院に加算

マッチング対象外への配分

- ウ 自衛隊中央病院に希望定員数を配分（防衛医大卒業医師のみ受入れ）
- エ 自治医大卒業医師を受け入れる病院に受入数を配分

配分Ⅱ

- オ 以上の結果、配分枠に余りがある場合
 - 仮定員数 < 希望定員数の病院に、過去3年間の定員充足率が高い順に1人ずつ配分
- カ オの結果、配分枠に余りがある場合
 - 仮定員数 < 希望定員数の病院で、過去3年間いずれかの定員充足率が100%であるものに、過去3年間の定員充足率が高い順に1人ずつ配分
- キ カの結果、配分枠に余りがある場合
 - 過去の定員充足率が高い病院に配分

制度改正の概要

定員設定権限の移譲

- 医師法第16条の3第1項 国は、都道府県別の上限数のみ設定。
- 医師法第16条の3第3項 都道府県は、国から示された上限数の範囲内で病院別定員を定める。
なお、算定にあたっては、従前の国における方法を参酌する。

医師少数区域への配慮

- 医師法第16条の3第4項 都道府県による臨床研修定員の設定にあたって、**医師少数区域等の医師の数の状況に配慮**するよう義務付け。

国から提示される値など

- 都道府県別の上限数 医道審議会医師分科会医師臨床研修部会（R2.1.31）の審議を踏まえ通知。

※上限数の算定式
医師多数県の上限数を削減し、医師少数県の上限数の増加を図る要素を新たに盛り込んでいる。（省令施行通知）

※募集定員倍率
令和2年度1.10倍⇒令和7年度1.05倍
に向けて、順次圧縮される

なお、従来の病院別基礎数（仮定員数）は、国から提示されない

令和3年度研修

都の上限数

1,353人（R2.1.31付事務連絡により通知）（前年度比△120人）

過去3年間（H29～H31）の内定者数の平均値1,456人に対して△103人
⇒過去3年間の内定者数の平均値までの配分（従前の「配分Ⅰ」）は困難となった

基本的な配分方針（案）

- 過去3年間の各病院の内定者数の平均値に応じて按分
- 小児科・産科プログラム及びマッチング対象外（防衛医大、自治医大）に配分
- 医師少数区域（西多摩、南多摩）では、内定者数の平均値までの配分を確保した上で、定員の増加も可能とする
※島しょには、基幹型臨床研修病院が存在しない
- これらの配分を実施した後の端数は、定員充足率及び採用率に応じて配分
※採用率：定員に対する採用者数の割合

令和3年度募集定員に係る主なスケジュール（予定を含む）

R2.1.31付	国（厚生局）→都	上限数（1,353人）の通知
3月下旬	都	地域医療対策協議会 配分方法決定
4月上旬	都→病院	希望定員及び研修医採用者数などを調査
4月中旬	都→国（厚生局）	病院別定員数（配分方法を含む）の事前通知
4月末	都→病院	定員数の通知